

ID: 246

担当部署: 市民部 参事(廃棄物対策担当)

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 第19条第1項		
例規番号	平成18年条例第145号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第19条 市長は、第12条の規定により市が一般廃棄物の処理をする場合は、別表第1及び別表第2に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表に定める手数料を排出者から徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年5月24日